平成２６年（フ）第１８２３号
札幌市北区屯田６条５丁目７番１―104号
債務者　西館　将則
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２４号
札幌市北区屯田６条５丁目７番１―104号
債務者　西館　希子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２６号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番36号　神保マンションＡ―103号
債務者　播磨　正悦
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３７号
札幌市白石区栄通13丁目１番６号　サニーハイツ101号
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８４０号
札幌市西区二十四軒３条７丁目２番４号　フェリシア101号
債務者　梅川　由美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８２号
札幌市東区北18条東13丁目３番18―207号
債務者　笠島　　俊
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０８号
札幌市中央区南11条西９丁目３番５号　フォース東屯田201号
債務者　大川裕次郎
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５５号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―706号
債務者　長内　定子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
群馬県前橋市下細井町368番地２　セジュールフジＢ―102号
債務者　箕輪　範子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９０号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地50　ハイツ・ミレ―下植木109
債務者　坂本　丈晴
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田973番地11　プリメーラ吉岡Ｂ棟201号室
債務者　工藤麻里絵（旧姓山田・徳永）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８２号
埼玉県草加市松原２丁目Ｂ66番103号
債務者　町田　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０１３号
京都市北区西賀茂角社町50番地２　西賀茂マンション301号
債務者　中野　　平
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２５号
京都市上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町220番地
債務者　14ｃａ’ｆｅダイニングことａｙａｋａコーポレーションこと　速水　博行
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６１号
京都市東山区松原通大和大路東入２丁目轆轤町84番地、前住所兵庫県西宮市名塩平成台22番地４
債務者　今村　孝行
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９１号
京都府木津川市梅美台４丁目11番地５
債務者　田中　伸明
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９２号
京都市西京区樫原佃21番地の４　ＫＯ荘
債務者　栗田　朋之
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係